

国土交通大臣認定による 適性診断のご案内

この度、公益財団法人大阪タクシーセンターにおきましては、旅客自動車運送事業運輸規則に基づくタクシー・ハイヤー、バスの適性診断の実施につき、国土交通大臣より認定をいただきました。この認定によりまして、現在、独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）が実施しています適性診断の内、初任診断・適齢診断・特定診断Ⅰを当センターにおいて受診していただき、また、この診断に用いられるシステムにつきましては、同機構のナスバシステムを使用いたしますので、安心してご利用いただけます。また、受診後はナスバ認定のカウンセラー（第1種カウンセラー）が測定結果に基づきカウンセリングを併せて行うこととなります。各事業者様におかれましては、当センターの適性診断をぜひご利用ください。よろしくお願いいたします。

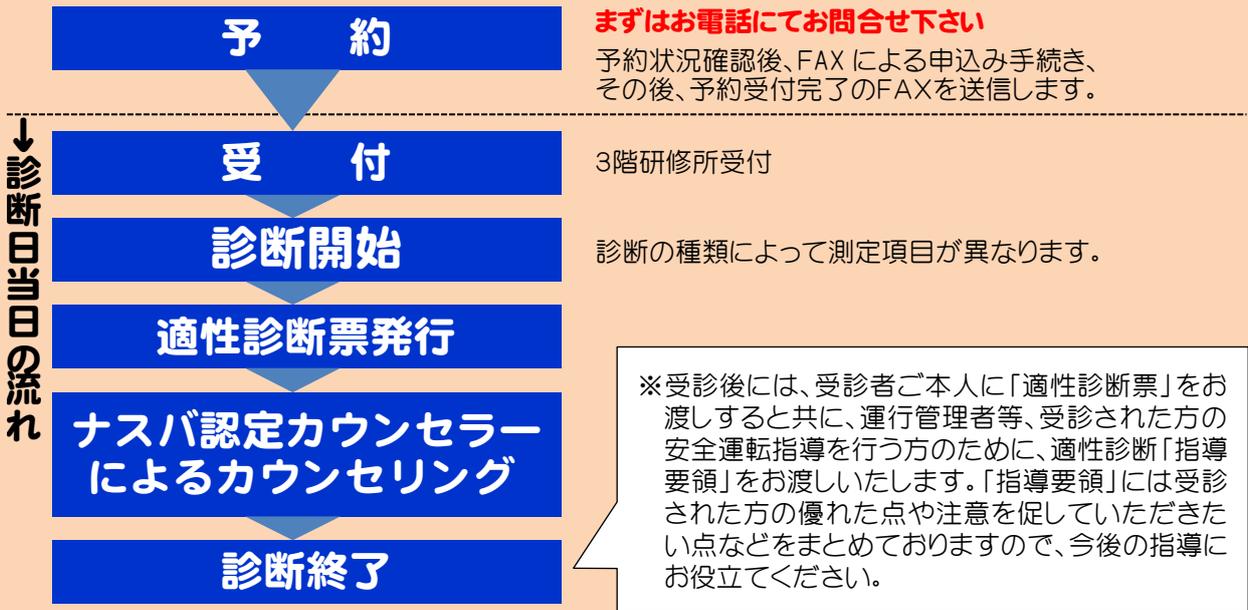
適性診断は、ドライバーの性格、安全運転態度、認知、処理機能などの心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つようアドバイスを行います。また、国土交通省令により、特定の運転者（初任運転者、高齢運転者、事故惹起運転者）の方は、国土交通大臣の認定した適性診断を受けることが義務付けられています。（旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第2項）

適性診断の種類

	対象者	受診時期
初任診断 受診料 4,500円 所要時間 約2時間	(タクシー・バス事業者) 運転者として新たに雇い入れた方	事業用自動車にて運転者として乗務する前に初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診。
適齢診断 受診料 4,500円 所要時間 約2時間	(タクシー・バス事業者) 高齢(65歳以上)の運転者の方	65歳に達した日以後1年以内に1回高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診、その後3年以内ごとに1回受診。 ただし、75歳に達した日以後1年以内に1回高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診、その後1年以内ごとに1回受診。 <個人タクシー事業者> 当該事業者の許可に付された期限の更新の日において65歳以上である場合には、当該期限の更新の申請の前に高齢者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診。
特定診断Ⅰ 受診料 9,000円 所要時間 約2時間	死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない方及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある方。	当該事故を引き起こした後再度事業用自動車に乗務する前に事故惹起者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診。 ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヶ月以内に受診。

注：特定診断Ⅱは、当センターでは扱っておりません。

適性診断の流れ



↓診断日当日の流れ

当センターでは、インターネット予約での準備作業も進めております。
受付準備が整いましたら、改めてご案内させていただきます。

実施曜日及び実施時間

完全予約制

受診を希望される日の前日午後5時までに予約をお済ませください。

タクシー・ハイヤー

- ①初任診断…水曜日(15:00~17:00)
木曜日(15:00~17:00)
金曜日(15:00~17:00)
- ②適齢診断…水曜日(10:00~12:00・13:00~15:00)
木曜日(10:00~12:00・13:00~15:00)
金曜日(10:00~12:00・13:00~15:00)

バス

月の第1火曜日及び第3火曜日
(13:00~15:00・15:00~17:00)

特定診断 I

月の第1火曜日(10:00~12:00)

受診料

- 初任診断……………4,500円
- 適齢診断……………4,500円
- 特定診断 I ……9,000円

- 年末年始及び国民の祝日、休日と重なった場合にはお休みとさせていただきます。
- お席に限りがありますので、ご希望に添えない場合もございます。
- 上記以外にも受診可能な場合があります。詳しくはお電話にてお問い合わせください。
- 天災その他やむを得ない事由により、予定の診断を行うことができない場合、受診日、時間を変更させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

お問合せ・ご予約

公益財団法人大阪タクシーセンター研修所
〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見4丁目5番9号
TEL 06-6933-2045 (専用)
FAX 06-6933-2046 (専用)



地下鉄今福鶴見駅 3 番出口から北へ約 500m